

# 子どもの遊び場としてのスケートボードパークと

## 都市空間の環境整備に関する研究（1）

### -非利用者の視点から-

小関 慶太

Skateboard park as a playground for children  
Research on environmental improvement of urban space (1)  
-From a non-user's point of view-

KOSEKI,keita

キーワード：コミュニケーション スケートボード スケートボードパーク 都市空間

keyword：communication,Skateboard, skateboard park, urban space

### 1. はじめに

スケートボード（skateboard、以下「スケボ」）は、東京 2020 で選手の活躍もあり新たにやってみようと思うものが増えているといわれているがスケボ人口比率の研究はまだ行われてはいないが、全国的にスケートボードパーク（以下「パーク（park）」）の建設は進んでいるものの、付け焼刃のような公園が増えているように考えられる。研究活動を進める中で見えてきたこととして、地元のプレーヤー（＝ローカル）が懸命の努力の末、公園内への設置にこぎつけたケースもある。

スケボ研究は、スケーターの当事者研究や身体表現の重心移動に関する研究、田中研之輔が社会学的視点<sup>1</sup>からの研究等が挙げられる。田中は、若者集団の社会学研究の視点よりスケボを文化的行為とし社会の眼に関する問題とし、都市空間（city zone）のオープンスペース（open space）である公園のベンチや階段をスケボの技（trick）を行う場所として、受け入れられるか、そうではないのか、空間と文化的行為の問いについて考えられている。またスケボの行為は犯罪視<sup>2</sup>又は遊び<sup>3</sup>とみられることがある<sup>4</sup>。その背景にはオープンスペースの統制（government）・管理（management）が関わってく

---

<sup>1</sup> 田中研之輔『都市に刻む軌跡』（新曜社、2016）参照

<sup>2</sup> SHIMON『僕に居場所をくれたスケートボードが、これからの世界のためにできること。』（びあ、2021）3-6 頁参照

<sup>3</sup> 共著論文や著書でまとめたところでは、「遊び」の観点より行ってきたが犯罪を研究する者としてはスケボと犯罪の関係には非常に興味深いところである。また社会的な排除にも興味を持っている。

<sup>4</sup> 前掲田中 3-4 頁参照

る。また「身体の経験」「行為の帰結<sup>5</sup>」についても言及はなされている<sup>6</sup>が、本論文における興味関心は、最初に示したところに関連している。

またスケボを研究する者は、研究者でありながらスケーターもいれば、スケボをやらない非スケーターもいる。スケーターからすれば非スケーターがスケボに関して研究することにネガティブであることは、スケーターによる SNS などの書き込みからも勘案できることである。しかし、興味関心を持つ上でスケーター（利用者）、非スケーター（非利用者）は、関係がないところでそれぞれの興味関心で研究が増えることが大切なことではないだろうか。それぞれが其々の経験からの知見を合わせる大切であると考えている。

全国のスケートボード（以下「スケボ」）ができる場所（スケートボードが可能な公園、専用パーク、スポット）は約 720 箇所と言われている。NPO 法人日本スケートボード協会によれば 2023 年 5 月現在の公共施設は、434 施設うち 409 施設（スケボ利用可能）である。この内、スケボ専用施設は 163 施設である。防具着用義務及び推奨施設が 237 施設、有料施設が 90 施設、無料施設 342 施設、不明 2 施設である。地域別に見ると北海道・東北地方 61 施設、関東地方 116 施設（内都内 32 施設）、中部地方（甲信越含む）88 施設、近畿地方 49 施設、四国地方 22 施設、中国地方 37 施設、九州・沖縄地方 61 施設である。パーク建設が進まない背景には、非利用者の声もある<sup>7</sup>。

非利用者の声を見ると①公共物や他人の財物を壊す（器物損壊）②迷惑行為や破壊行為を助長するような映像や発言がある③マナー違反④犯罪との関係性⑤近隣住民の迷惑を関係なく遊戯を楽しむ<sup>8</sup>などといった問題がある。一部のマナー違反（悪質なものは違法行為）をする者が存在し、それによってスケボへの社会の眼はさらに厳しいものになる<sup>9</sup>。

本稿（1）では、リスク論や子どもの権利の観点からの検討、同（2）にてパークの観察調査を経た検討、同（3）にて研究の総括<sup>10</sup>をまとめた。

## 2. 先行研究・関心・手法

### ① 先行研究

CiNii で「スケートボード」で検索をすると論者が協調で執筆した論考を含み 99 件ヒットする。多くは、医学的なものが多い。「スケートボード」「公園」では論考を含み 10 件ヒットする。「スケートボード」「パーク」では論考を含み 6 件ヒットする。「公園」「パーク」では、調査研究の論考が多く見受けられる。

本研究に近いものとしては、榎本桂介他「スケートボーダーの公共空間利用に対する認識と社会的許容」（日本大学理工学部学術講演会予稿集・令和 3 年度）があげられる。

<sup>5</sup> 前掲田中 4-5 頁

<sup>6</sup> 「行為の帰結」に関しては少年非行との関係性も深いいため個人的な興味関心は強いが本稿ではこの点には言及はしない。

<sup>7</sup> NPO 法人日本スケートボード協会（2022 年 5 月）

<https://www.jspa.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/db05c8487435dbc44e6aa412f3c37e22-1.pdf>  
（最終閲覧日：2023.4.6）

<sup>8</sup> 前掲日本スケートボード協会（2022）

<sup>9</sup> 研究調査を行う中で様々なパークで上半身裸のスケーターを見ることが多かった。

<sup>10</sup> 財団へ提出する研究成果報告の内容

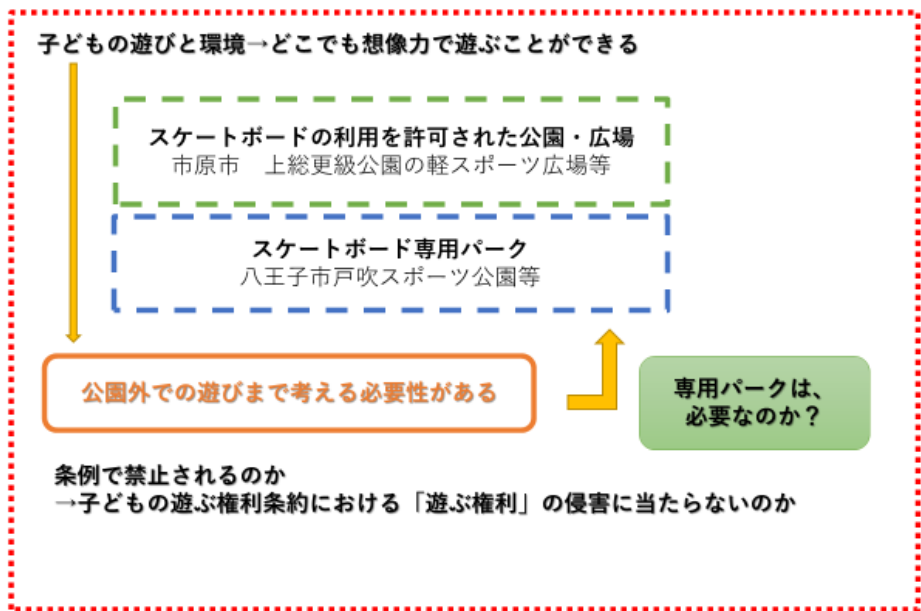
## ② 関心

子どもの権利条約第31条に基づき子どもの遊びとしてのスケートボード全体像を考えた（A）。スケートボードは社会的排除の考え方が強いと考えられているが、これはそのコミュニティでも社会を排除し、ともに排除の関係にあるのではないかと考えている。実際に非利用者が怖いと思うような出来事でも彼らの中では問題はないと聞くことがあるが、それは独りよがりの考え方であり、相手に伝わっていない。パークは都市公園の一角に設置されることが多くある中で決められた場所以外でもスケートボードの板に乗ってしまうものを観察調査でよく見かける。そういったことの積み重ねで事故や事件につながってしまう。パーク内にルールを設ける必要があるが、観察調査の中である場所に遊びに来るスケーターが全員横のつながりがあるわけではない。仲間（グループ）、個人（家族含む）のコミュニティが構築されている中で、転んでいたがっているのに同じスポーツをしている方々が声掛けすらしめない様子を目にした。論者は、幼少期からサッカーやバドミントンをやっていたが、練習試合で交流のない別のチームでも何かあれば声掛けが当たり前であった。またグラウンド（学外）の利用の際にはルールを設け伝えていた。例えばパーク内でルールを示されても茨城県神栖市の神栖総合公園等<sup>11</sup>には、ルールを示した看板が設置されているため、横のつながりがなくても共有をすることは可能である。また課題であるパーク外での利用に関して高い関心を持っている。パーク外の利用に関して市民が警察への通報件数や出動後の聴取から「なぜ」そこで行くかの理由が明らかになるとよいと考える（B）。

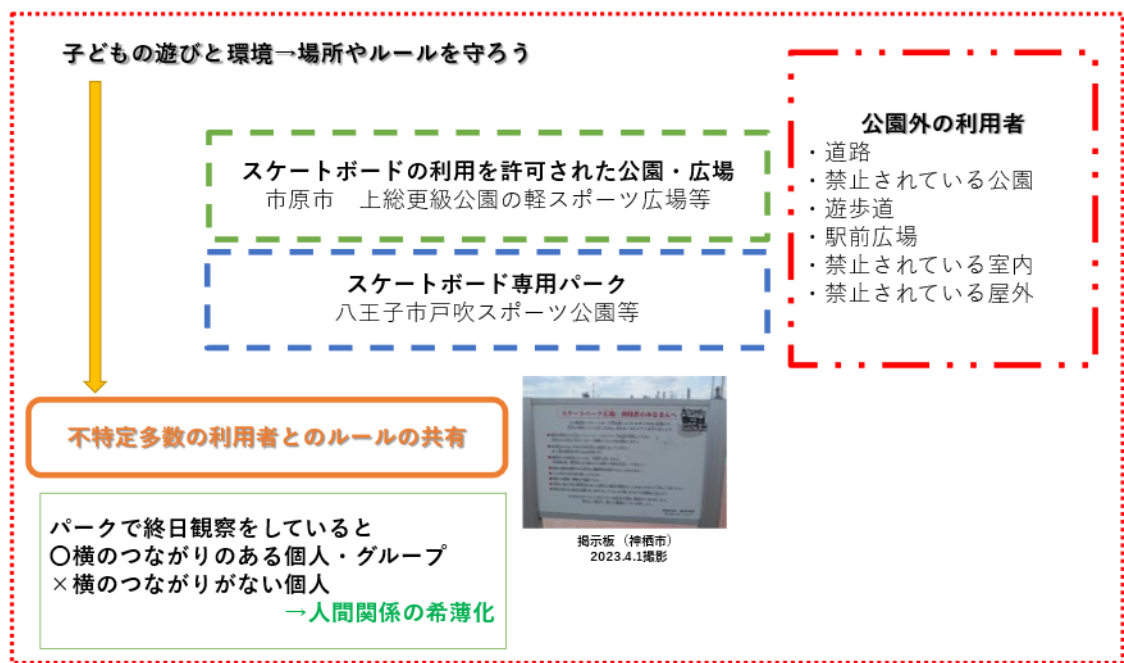
---

<sup>11</sup> 神栖総合公園（2023.4.3 訪問）神栖市環境協会公式 WEB サイト  
<https://www.kamisu-kanko.jp/kankou-page/sougoupark.html>（最終閲覧日：2023.5.15）/木更津市  
潮浜公園（2023.4.29 訪問）木更津市公式 WEB サイト  
[https://www.city.kisarazu.lg.jp/res/projects/default\\_project/page/001/004/402/riyouannnai.pdf](https://www.city.kisarazu.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/004/402/riyouannnai.pdf)  
（最終閲覧日：2023.5.15）/松坂市総合運動公園  
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/41/skate.html>（最終閲覧日：2023.5.15）/流星台スケ  
ートボードパーク（つくば市 WEB サイト）  
[https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsubukoen\\_shisetsuka/gyomuannai/6/1/14105.html](https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsubukoen_shisetsuka/gyomuannai/6/1/14105.html)（採取閲覧日：2023.5.15）

(A)

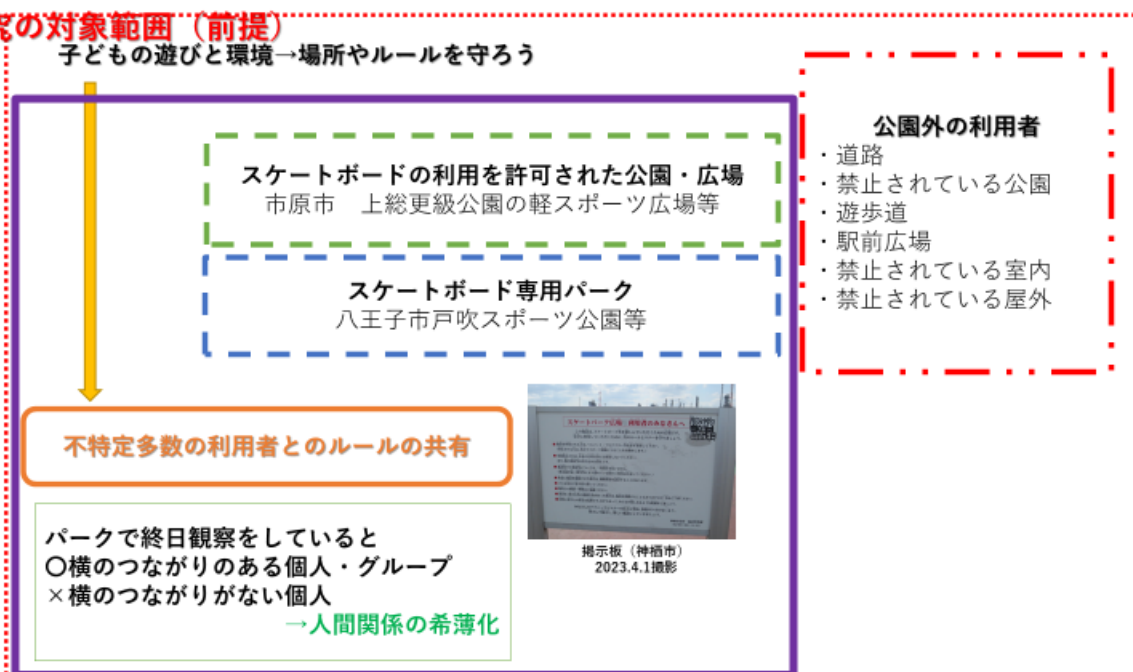


(B)

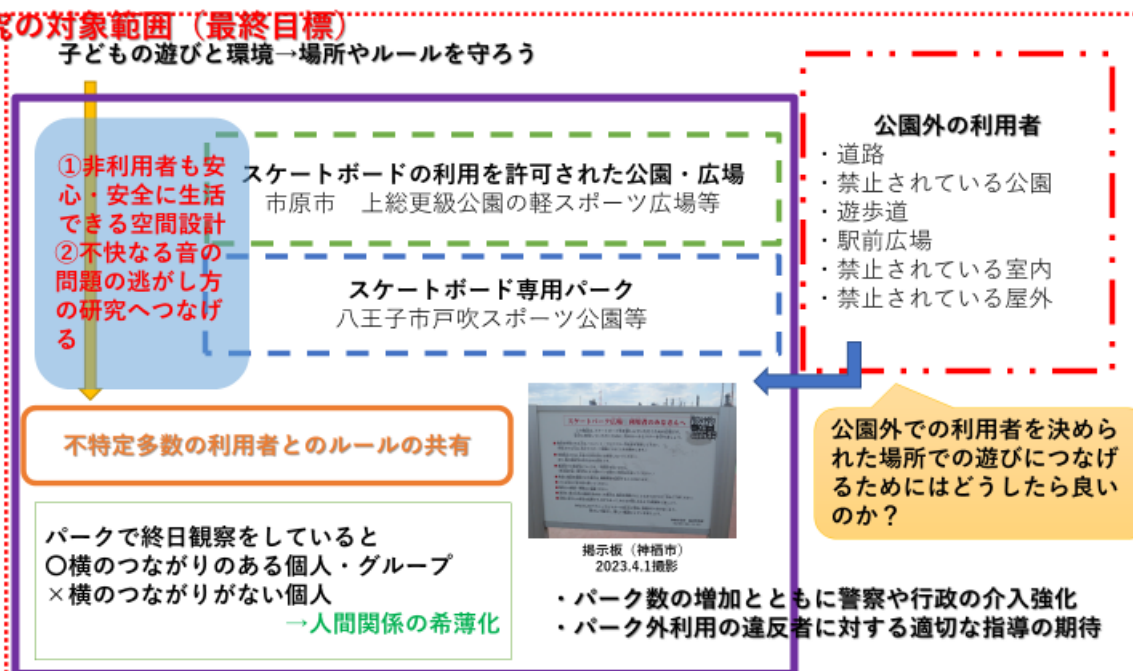


研究の前提は、以下の図表の紫枠で表した箇所を前提に実際のパークの社会空間としての環境や交通性の観点を非利用者の視点から観察調査を行った。最終目標は、①非利用者も安全・安心に生活できる空間設計②スケートボードなどの不快感の逃がし方、特に②に関して横須賀潮風公園（横須賀市）には驚かされた。また公園外利用者が決められた公園（パーク）で利用するためにはどのような社会政策が必要であるのか、単に公園を増やせばよいのかに関心を持ち研究を行っていく。

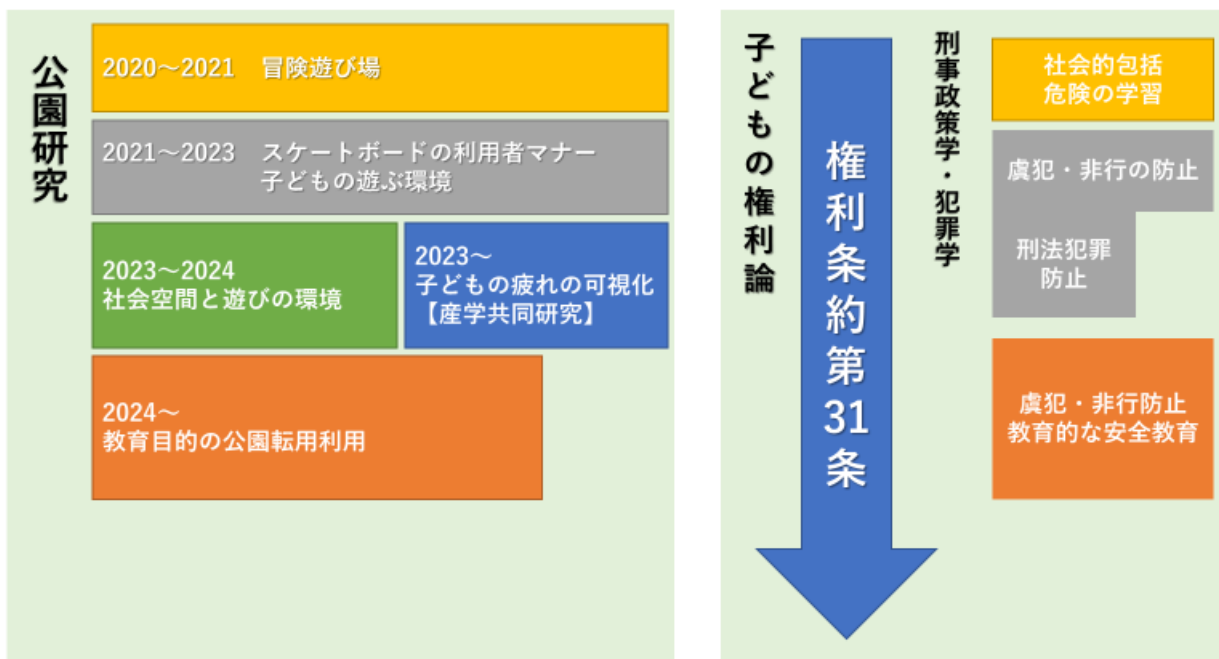
**本研究の対象範囲（前提）**



**本研究の対象範囲（最終目標）**



本研究では、2020年度冒険遊び場（プレイパーク）を通しての子どもの遊びの環境調査を行った経験をベースに、都市公園がどのような場所にあり利用者の視点とそれぞれの目的別に考えたい。特にスケートボードパークを重点的に検討する。公園には教育的な機能がある交通公園、児童遊園、鉄道公園、航空公園などや防災時に活用できる防災公園がある。これらの伝統的な公園と新規参加しているパークの在り方を考えて、どのように考えることで子どもの権利の観点から都市空間の環境整備ができるかを検討する。



### ③ 研究手法

本研究は、文献研究と並行して観察調査を行っている。観察調査を行うにあたって WEB 上の情報を Excel にまとめればよいのではないかという声もあるが、実際に出向くことでネット上の情報をそのまま鵜呑みにしてはならないという経験を得た。時間を作り出向くことで得ることは非常に大きな情報となる。

蓬郷尚代は、野外教育の直接体験の重要性について論じている<sup>12</sup>が、これは観察調査でも資料にあたる間接体験より現場に出向き調査をする直接体験は非常に有意義であると考ええる。

パークの非利用者の視点で何かわかるのかと問われることもあるが、非利用者だから見える考えられることもある。非利用者の視点を否定するのではなく、利用者と非利用者の視点それぞれで考える必要はあるのではないだろうか<sup>13</sup>。

なお非利用者の視点からの条例と観察調査に関しては、単著「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究 (2)」『リカレント研究論集 (4)』(2024.3) 掲載予定である。

### 3.スケートボードのリスク

東京 2020 に若者のオリンピック離れを危惧し、都市で行われるスポーツをアーバンスポーツと類型化した。アーバンスポーツの 1 つとしてスケートボードがあげられる。路上文化、若者文化<sup>14</sup>と関連

<sup>12</sup> 蓬郷尚代「野外教育からみた直接体験の重要性」『白門』第 75 巻春号（通巻 854 号）中央大学、2023、36 頁以下参照

<sup>13</sup> 奈良市のプロジェクト「鴻ノ池運動公園及び旧奈良監獄連携プロジェクト」の一環に設置するスケートボードパーク奈良では市内の利用者の意見を取り入れている（奈良市 WEB <https://www.city.nara.lg.jp/site/press-release/183951.html>（最終閲覧日：2023.8.30）

<sup>14</sup> 田中研之輔『都市に刻む軌跡 スケートボーダーのエクスノグラフィティ』（新曜社、2016）235 頁以下参照



するものであり、エクストリームスポーツの中でも都市で開催が可能なものであり、アクションスポーツと評されている。スケートボード公園の中では「～アクション公園」というところもある。教育機関の部活動（サークル）では、2012年札幌大学でスケートボードなどを扱うX-S P O R T S部<sup>15</sup>、2022年発表に岡山理科大学付属高校でアーバンスポーツ部の設立が発表<sup>16</sup>された<sup>17</sup>。

市原市五井にある上総更級公園軽スポーツ広場（防災時のヘリポート）<sup>18</sup>で2022年11月に経験したことに関しては別の論考にまとめた<sup>19</sup>。千葉県内には多くのスケートボードパーク（公共・民間）やスポットが点在する中で市原市の隣接する千葉市（人口95万人・6行政区）は条例によって公園等でのスケートボードの利用が禁止<sup>20</sup>されているが、千葉市蘇我スポーツ公園内に専用パークが設置されローカルルールなども明記<sup>21</sup>されているが近隣駅及び遊歩道でのスケート利用が後を絶たない。条例などで禁止されている遊歩道では、所轄署の警察官が違反するスケーターに対し指導<sup>22</sup>を行っている。

### ① 外傷リスク

スケートボードは、1940年代（第二次世界大戦）<sup>23</sup>から1950年代（戦後）<sup>24</sup>にアメリカ合衆国カリフォルニア州で木の板に鉄の車輪を付けて滑った遊びが始まりと考えられている。スケートボードにおける外傷リスクはアスファルト（コンクリート面）平面、斜面、段差、障害物の上で競技・遊技を行うこともあり、直接的な打撲、捻挫、擦傷、骨折リスクが高いと考えられている。重症である骨折に関してはプロテクターによって予防できると考えられている。重症外傷として頭頸部への外傷があるがこれはヘルメットでカバーすることが可能<sup>25</sup>である。2023年4月より改正道路交通法<sup>26</sup>で自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化された<sup>27</sup>が、自転車も頭部外傷が多い乗り物である。スケート

---

15 札幌大学WEBサイト <https://www.sapporo-u.ac.jp/campuslife/circle/physical/xsports.html>、札幌大学X-S P O R T S部WEBサイト <http://x-sports-club.com/>（最終閲覧日：2023.5.28）

16 岡山理科大学付属高校WEBサイト <https://okayama.ridaifu.net/topics/detail.php?id=272>（最終閲覧日：2023.5.28）

17 橋本要「総論 アーバンスポーツとは」『臨床スポーツ医学（39・12）』（2022.12）1248頁以下

18 参与観察調査では、小松仁美「子どものスケートボード遊びを支える家族のかかわり（1）4歳児Bの遊びの発展過程を中心に」『清泉女学院短大紀要（41）』（2023）などが挙げられる。

19 小関慶太「子どもの遊びと環境の公園研究（2）-スケートボードパークと子どもの権利-」『リカレント研究論集（3）』36-43頁（2023）

20 小関慶太・小松仁美「若者カルチャーからの学びと犯罪予防（1）-スケートボード利用者への量的調査より-」『八洲論叢（創刊号・第1号）』1-13頁（2021）

21 千葉市蘇我スポーツ公園WEBサイト <https://sogasportspark.com/pages/222/>（最終閲覧日：2023年6月1日）

22 千葉市内で何度か目にした。

23 寺本篤史「種目別メディカルサポート スケートボードー競技種目の特性」『臨床スポーツ医学（39・12）』（2022.12）1302頁

24 イアン・ボーデン著/齋藤雅子・中川美穂・矢部恒彦訳『スケートボーディング、空間、都市 身体と建築』（新曜社、2006）17-18頁参照

25 前掲寺本（2022）1302-1305頁

26 警察庁 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/helmet.html>（最終閲覧日：2023.5.30）

27 改正道路交通法 第63条の11（1）

ボード時のヘルメット着用は行政が管理する専用パーク<sup>28</sup>では義務化、徹底化しているところもある。

別の研究調査で各種パークの観察調査を行う中<sup>29</sup>で路面に問題がある場所を見受けられる時があり、アスファルトの劣化や大木の根っこが土の中からアスファルトを突き上げる等、健常者であればつまずかないような場所あっても、ボードについているタイヤにおいてはリスクファクターになりうると考えられる。

## ② リスク回避としてヘルメット<sup>30</sup>の必要性

外傷リスクに対して環境犯罪学的観点から検討を行うのであれば、スケートボードを行う場所を転倒しても衝撃のない環境に変えることが考えられる。しかし、ゴムローラーで走行する中で床面も転倒時のリスクを低減するために吸収の良い素材のゴム等ですると滑走がうまくいかない点が考えられる。

場所を変えるのではなく、遊技者・競技者側にヘルメットを着用させることを制度として考える必要がある。専用パーク、スポットでは、床面がガタガタしており滑走に何らかの障害を有するところもある。

2023年道交法改正により自転車用ヘルメットも安易に入手が可能となった。また着用に対するハードルも下がったかと考えられる。これまでは、ヘルメットをしてプロテクターをはめるのは、自転車の補助輪を外す練習の際に使用していたことがイメージできるように、はたから見ると初心者マークのようなものと解されてきたが、一般化することで抵抗なく使用ができるようになったのではないかと考えられる。

## 4. 子どもの遊ぶ環境と権利

### ① 遊ぶ権利

子どもの権利条約（以下「条約」）には、4つの軸がある。①命を守られ成長できること、②子どもにとって最もよいこと（＝子どもの最善の利益）、③意見表明して参加できること、④差別のないことである。そして権利論の観点からは①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利<sup>31</sup>を持っている。

条約第31条第1項は「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」、同第2項は「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」としている。

ここでは①休息・余暇の権利、②遊び、レクリエーションの権利、③文化的な生活、芸術への参加の権

---

<sup>28</sup> 都立公園戸吹スポーツ公園（八王子市）は、使用義務が明記されている（2023.5.27調査済み）。調査時には利用者全員が着用していた。）

<sup>30</sup> 道路交通執務研究会編・野下文生著「執務資料 道路交通法解説 18-2 訂版」（2023）参照、道路交通法実務研究会編「図解 道路交通法 6-2 訂版」（2023）参照

<sup>31</sup> 真島正樹・河野清志(2019),『図解で学ぶ保育 こども家庭福祉』,萌文書林,27頁/吉田眞理(2018),『児童の福祉を支える子ども家庭福祉』,萌文書林,37頁/松本峰雄・野島正剛・和田上貴昭(2020),『四訂 子ども福祉—子ども家庭福祉の仕組みと実践—』,建帛社,9-10頁



利が示されている。また子どもの健全な育成としての、成長・発達を促すために①生きるための生存権、医療や福祉の観点からの生活権、②教育権・学習権、③子どもの文化権の3つの権利は不可欠である。

子どもの遊びやレクリエーションとは、「児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い」と示されているように、楽しみの中で自分を創造することである。子どもには、自分がやりたいと思うことや楽しいと思うことを飽きるまでやったり、何もしないでのんびり寝っ転がったりする権利がある。遊びは余暇であり、これは子どもの心身や頭脳の発達に影響を与える。考え、思い出に支えられ、何度でもやり直す（チャレンジ）、協力する（協調性）、わくわくすることで子どもの持つ力を活かすことが出来る。子どもが生まれながら持っている、生きていくために必要な力を最大限に伸ばしていくために必要である<sup>32</sup>。

条約における「遊び」は、「教育を受ける権利」とともに中軸である。遊びとは、大人になるための生きる力の養成である。子どもにとっての遊びはかけがいのない役割を果たす。遊びを通して「ひと」や「もの」との関り、人間関係を構築・技術を身につけ<sup>33</sup>、一連の流れより物事への善悪やとしての責任や価値判断を身につけていく<sup>34</sup>。大人は子どもたちが進む道を指南する責任がある。

また遊びは、生きる力の源でありそのスタート（出発点）は「面白そうだ」（興味を持ち）、「楽しそうだ」（創造力を高め）、「やってみよう」（チャレンジ）の心の動きの変化から生じてくる<sup>35</sup>。「やってみただけでもダメだった」「危なかった」などという状況からの学びもある。すなわち、成功、迷い、失敗からの痛みから遊びを極めていく<sup>36</sup>。

## ② スポーツの権利

子どもたちがスポーツ<sup>37</sup>、レクリエーションとしてのスケボを楽しむ権利がある。子どもたちが安心してスポーツを楽しめる健全育成な環境整備が必要である。スポーツに関わるものには、自身の権利主張をするだけでなく他者への思いやり、例えば、自身の中ではリスクはないものの非利用者にとってのリスクを理解することで、より安全安心な空間で自身もスポーツを楽しむことができるのではないだろうか。地域では、遊歩道をマラソンしているものが多くいるが、多くの老若男女のランナーは、高齢者、障害を有する者、子どもたち等を避けながらスポーツを楽しんでいる。一定の空間を其々の目的で活用する中で、譲り合いや他者への理解を深めていくことで健全に円滑に空間の利用ができる。権利を主張するのであれば義務や責任にも目を向けていく必要はある。

ユニセフが示す子どもの権利とスポーツの原則（Children's Rights in sport principles）<sup>38</sup>では、4つのグループに対して10項目を期待・求めている。

<sup>32</sup> Convention on Rights of the Child, Japan 監修・木附千晶・福田雅章（2016）,『子どもの力を伸ばす子どもの権利条約ハンドブック』,自由国民社,36-45頁

<sup>33</sup> エリザベス ハナン＝ジョージ ラッキング著（1993）, IPA なごや訳・監修『ニュージーランドに見る子どもの遊びと遊び場』,萌文社,7頁

<sup>34</sup> ロジェ・カイヨワ著,多田道太郎・塚崎幹夫（2020）,『遊びと人間』,講談社学術文庫,108頁以下

<sup>35</sup> ピーター・グレイ著,吉田新一郎訳（2020）,『遊びが学びに欠かせないわけ 自立した学び手を育てる』,築地書館,145頁以下

<sup>36</sup> 大村璋子編著（2009）,『遊びの力』,萌文社,14-15頁

<sup>37</sup> 本稿では「遊戯」スポーツを前提とする。

<sup>38</sup> 日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則（第3版）」（2019.8）

[https://childinsport.jp/assets/downloads/crsp\\_booklet.pdf](https://childinsport.jp/assets/downloads/crsp_booklet.pdf)（最終閲覧日：2023.7.24）

- ・スポーツ団体とスポーツに係る教育機関、スポーツ指導者に関すること：6項目
- ・スポーツ団体などを支援する組織・企業：2項目
- ・成人アスリートに期待すること：1項目
- ・子どもの保護者に期待すること：1項目

本研究調査の前提としての遊ぶ空間の子どもの遊ぶ環境としてのパークが「駅から遠い（交通が不便）」「トイレがない」「自動販売機がない」「ベンチがない」「日陰がない」などといった課題は払拭できず、今後のパーク建設における指針<sup>39</sup>のようなものを示す必要はある。

スポーツは、子どもの健全育成な発達に大きな役割を持っている。よって関わる社会や大人たちには、上記に示したように様々な期待とサポートが求められてくる。ただ、健全育成の成長を表題として何でもありというわけではないと考える。

## 5.都市空間と環境整備

Joe Benjamin は「大人たちの関心は、遊びの施設の方へ向かいがちで、助成金を得るために奇抜なアイデアをひねりだそうと躍起になっている。けれども、そうなっては、本来の遊びよりも、用意された遊びに子どもの目を向かせようとするようになるのは避けられない<sup>40</sup>」、J.Huizinga は「文化こそ遊びが生まれる<sup>41</sup>」、「何よりもまず、遊びは自発的な行為である。やらされる遊びは、もはや遊びではない<sup>42</sup>」と示している。

遊びは、自由の枠組みの中で子どもたちが自由な発想や想像力で学んでいく場所であるが、時には大人のサポートが必要となる。動物の親子の様子と置き換えると見えてくるのではないだろうか。子犬はじゃれあうが、親犬は本気で噛みつくことはない。すなわち、子犬と同じ目線に立ち、力加減もコントロールして向き合うことで群れの秩序が保たれる。

発達段階における遊びは、条約第31条の示されているように「児童がその年齢に適した遊び」が求められている。子どもの遊びの環境は、子ども自身が潜在的に秘めている力を前面に引きださなければならない。遊びを通して学び、能力の発達につながっていく<sup>43</sup>点より、大人がお膳立てをしなければならぬと思うところがあるが、大人の介入は最小限に留めなければならない。

遊びとは、落書き、折り紙、積み木を通して学びのベースを養い、数字遊び、言葉遊び、手遊び、家庭においてのお手伝いを通して対価を得ることで社会性が身につく遊び、時間や単位を遊び、買い物プラン遊び、通園からルールや人間関係を学ぶ遊び、新たな社会を見据えるマップ遊び、昆虫採集、植物採取、小さな冒険者遊び（スタンプラリー）から高機能携帯電話やパソコンを通して、アプリで遊ぶ、テレビゲームで遊ぶことで、遊びながら学びにつながっている<sup>44</sup>。また遊びをピーター・グレ

<sup>39</sup> 研究成果報告書において調査を経ての考察的な指針を示したい。

<sup>40</sup> ジェー・ペンジェミン著、嶋村仁志訳(2011),『グランド・フォー・プレイ』,鹿島出版会,15頁

<sup>41</sup> 小川純生(2000),「ホイジンガの遊びの概念と消費者行動」『経営研究所論集(23)』,東洋大学経営研究所,167頁以下/前掲多田・塚崎訳(2020),109-110頁/ホイジンガ著・高橋英夫訳(2019),『ホモ・ルーデンス』,中公文庫,124頁以下/ヨハン・ホイジンガ著・里美元一郎訳(2020),『ホモ・ルーデンス』,講談社学術文庫,92頁以下

<sup>42</sup> 前掲嶋村訳(2011)15頁

<sup>43</sup> 前掲IPA なごや(1993),8頁参照

<sup>44</sup> 前掲吉田訳(2020),159頁以下参照

イは「生存のスキル<sup>45</sup>」という。

ユニセフの示す10項目の内、1つに「子どもに関わる大人の理解とエンゲージメント（対話）」が挙げられるが、スケボに関しては、利用する子どもに関わらず大人も含め、地域との対話が必要になってくるのではないかと。

スケートボードを目的とする公園作りではないが、石巻・川の上プロジェクトでは、「まちを耕し、人を育む」という理念で2013年にプロジェクトが発足し、新旧住民へのヒアリングを経て地域の居場所になるような広場を作った。地域住民の人々が協力することは不可欠であると考えられていた<sup>46</sup>。

## 6.むすびに代えて

パークは、誰の場所であるのか。スケーター以外の利用者（非利用者）もいることを忘れてはならない。非利用者にとって、ボードが飛んでくる怖さ、ボードに乗った子どもが目の前に飛んでくる、通り過ぎる恐怖をスケーター<sup>47</sup>は認識すべきである。スケーターのコミュニティでは、接触することはないのかもしれないが他者を恐怖に陥らせるような行為を行えば、そのパークは使用できなくなる可能性もあることを考える必要<sup>48</sup>はある。共生社会における公園コミュニティのあり方<sup>49</sup>を考える必要が急務である。自身が楽しみたいのであれば、他の遊びをするものと共生をする必要が出てくると同時に、パーク内での慣習的なルール若しくは、ルールの明文化する必要がある。

またパークを増設しても駅前広場や遊歩道などを遊技するものは減るのだろうか。パークを利用できる家庭に余裕がある子どももいれば、その反対も考えなければならない。その背景には経済的な理由、移動を伴う際の保護者（・家族）の協力、人間関係なども問題も挙げられる。パークを新たに設置しても子どもの安全、送り出す保護者の安心、遊ぶ子どもの安心等の観点から行政や警察の見守り<sup>50</sup>は、これまで以上に必要となりうるだろう。

「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究（2）」では条例と観察調査の成果より公園を設置する際の意識しなければならないことを検討したい。

## 付記

本研究成果は、公益財団法人大林財団2022年度研究助成、「子どものスケートボードの遊技・競技と都市空間の環境整備に関する研究」（研究代表：小関慶太）の研究成果である。

<sup>45</sup> 前掲吉田訳（2020）,159頁以下

<sup>46</sup> 忽那弘樹・宇賀達也・熊谷玄・長濱伸貴・篠沢健太編著『図解 パブリックスペースのつくり方 設計プロセス・ディテール・使いこなし』（学芸出版社、2021）70-77頁参照、マシュー・カーモナ クラウディオ・デ・マガリャエス レオ・ハモンド著 北原理雄訳『パブリックスペース 公共空間のデザインとマネジメント』（鹿島出版社、2020）参照

<sup>47</sup> 特に子どもに指導をする大人

<sup>48</sup> また公共の空間であることを認識し、落書きをしない、ゴミは指定場所に捨てるなどの当たり前のことを行うべきである。よくスケーターがゴミ掃除をしているというが、一時的に行うのではなく使用後に行う必要がある。観察調査を行う中で落書きやゴミ等が目立つ箇所もあった。

<sup>49</sup> 福岡孝純「スポーツ&ハピネス・フォア・オールに向けて～共生社家を目指す公園スポーツの役割～」『緑地研究（84-1号・431巻）』（一般社団法人日本公園緑地協会、2023）参照

<sup>50</sup> ルールを守らない場合は見守りから監視と変わるだろう。

## 参考文献（脚注に記載していないもの）

- 篠原雅武『公共空間の政治理論』（人文書院、2007）
- ベリンダ・ウィートン著 市井吉興・松島剛史・杉浦愛監訳『サーフィン・スケートボード・パークール』（ナカニシ出版、2019）
- 公園のユニバーサルデザイン研究チーム『講演のグットプラクティス』（鹿島出版会、2018）
- 小川貴裕『講演が主役のまちづくり パブリックスペースのつくり方・活かし方』（工作舎、2022）
- 坂井文『イギリスとアメリカの公共空間マネジメント-公民連携の手法と事例』（学芸出版社、2021）
- 三井不動産 S&E 総合研究所『パブリックコミュニティ 居心地の良い世界の公共空間 [8つのレシピ]』（宣伝会議、2020）
- ヴィートールド・リブチンスキー著 平松宏城訳『オームステッドセントラルパークを作った男 時を経て明らかになる公共空間の価値』（学芸出版、2022）
- 小宮信夫『安全・安心の環境づくり 地域で守る・自分で守る』（ぎょうせい、2008）
- 松野敬子『子どもの遊び場のリスクマネジメント』（ミネルヴァ書房、2015）
- 加賀谷真由美『子どもとつくる遊び場とまち 遊び心がキーワード』（萌文社、2001）
- 子どもの参画情報センター編『子ども・若者の参画 R・ハートの問題提起に答えて』（萌文社、2002）
- ロジャー・ハート著 木下勇・田中治彦・南博文『子どもの参画 コミュニティづくりと身近な環境へアへの参画のための理論と実際』（萌文社、2018）
- 西川正『あそびの生まれる場所 「お客様」時代の公共マネジメント』（ころから、2017）
- ベンヤミン・ファン・ロイ&アダム・ファイン著 小坂恵理訳『人間を動かすルールを作る行動法学の冒険』（みすず書房、2023）
- 森通「挑戦者たち 公園とストリートワークアウト～世代を超えたコミュニティースペースに」『緑地研究（84-2号・432巻）』（一般社団法人日本公園緑地協会、2023）

脱稿：2023年8月8日

小関慶太：八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授